

**令和6年度 第1回
青森市障がい者自立支援協議会資料**

日時：令和6年5月21日（火）10時～

場所：青森市総合福祉センター 2階 大集会室

◆ 目 次 ◆

- 1 青森市障がい者自立支援協議会の新たな取組について…………… P 1
- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況の報告・評価について …… P 3
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助報告・評価シート（案） …………… P 5
- 4 地域生活支援拠点の運用状況の報告・検証について…………… P 7
- 5 障がい者支援施設幸養苑地域生活拠点部事業に関する事業報告 …………… P 8
- 6 障がい者支援施設幸養苑地域生活拠点部に関する事業計画 …………… P 1 6
- 7 令和5年度第4回青森市障がい者自立支援協議会議事要旨 …………… P 2 1

青森市障がい者自立支援協議会の新たな取組について

1 青森市障がい福祉計画第7期計画(抜粋)

国の基本指針

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、次に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

◆目標値設定に当たっての考え方

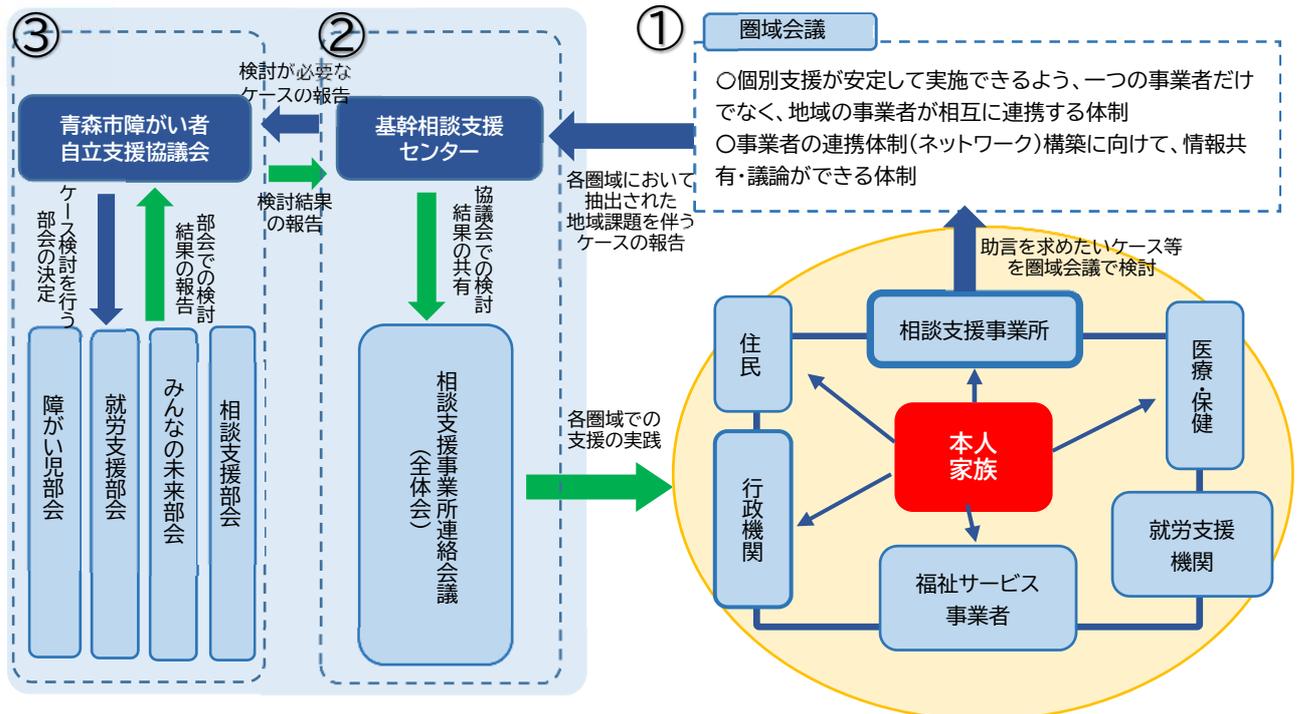
地域づくりに向けた「青森市障がい者自立支援協議会」の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討による地域課題の改善等を図る取組を実施し、本市の更なる相談支援体制の充実・強化を目指します。

◆目標値

項目	取組・数値
【新たな取組】 ○ 青森市障がい者自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域課題の検討回数	年1回実施

2 協議会を通じた個別事例の検討による地域課題の改善の取組イメージ

- ①から②の流れについては、R3から取組んでおり体制を構築済
- 現在の体制に③の自立支援協議会を連動させることで、更なる相談支援体制の強化を図る



障害者総合支援法（抜粋）

（協議会）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況の報告・評価について

1 実施状況の報告及び評価実施の趣旨

平成30年4月の障害者総合支援法の改正により新設された日中サービス支援型指定共同生活援助の運営に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」（以下「運営基準」という）により示されているとおり、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質を確保する観点から、法第八十九条の三第一項に規定する協議会（自立支援協議会）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされていることから「青森市障がい者自立支援協議会」において当該サービスについて実施状況の報告及び評価を行うものである。

2 評価様式(案)について

運営基準において示されている「地域に開かれたサービス」及び「サービスの質の確保」に重点を置き、評価項目として「地域に開かれた運営」や「支援の実施・質の確保」等に関する評価項目を設け様式を定める。

3 本市の日中サービス支援型指定共同生活援助の指定状況

事業所名	指定年月日
藤ヨゼフハウス	令和5年4月1日
ソーシャルインクルーホーム青森矢田前	令和5年5月1日

以上、2者について第2回の協議会において、事業実施状況の報告及び評価を実施する。

《参考》日中サービス支援型共同生活援助とは

障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うサービス

《具体的な支援内容》

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施している。

日中サービス支援型指定共同生活援助 報告・評価シート（案）

【報告日 令和 年 月 日】

【評価日 令和 年 月 日】

事業所名 _____

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入欄】 要望・助言・評価
1 地域に開かれた運営	地域住民との交流の機会が確保されているか。	(交流機会の事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
2 短期入所の併設	緊急・一時的な支援等の受入に対応しているか。	(受入人数) 実習生 _____名 ボランティア _____名 (受入事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
3 日中活動サービスの利用	GH内でどのような日中サービスを提供しているか。	(緊急受入への対応) <input type="checkbox"/> 対応可・ <input type="checkbox"/> 対応不可 (緊急受入要請件数) _____件 (緊急受入数) _____名 (緊急受入となった理由)	<input type="checkbox"/> 問題なし

項目	評価の観点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【自立支援協議会記入欄】 要望・助言・評価
4 支援の実施・質の確保	充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援をしているか。	(外出や余暇活動等の事例)	<input type="checkbox"/> 問題なし
	従業員の資質向上に努めているか。(研修等)	(参加した研修名等) 研修名 _____ 参加数 _____名	<input type="checkbox"/> 問題なし
	改善や見直しに取り組んでいるか。	(利用者・家族・地域からの意見・要望への対応)	<input type="checkbox"/> 問題なし
5 (2回目以降)協議会からの要望、助言への対応	要望や助言に対応しているか。	(要望・助言の内容及びその対応)	<input type="checkbox"/> 問題なし
6 その他	当該事業所における独自の取組等		

地域生活支援拠点の運用状況の報告・検証について

1 地域生活支援拠点の運用状況の報告・検証について

国の基本指針

地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

◆目標値

項目	取組・数値
地域生活支援拠点の機能を充実するため、青森市障がい者自立支援協議会において、運用状況の検証及び検討を実施する。	年1回以上 実施

◆目標値達成に向けた取組

「青森市障がい者自立支援協議会」を地域生活支援拠点の運用状況の報告及び検証の場とし、より地域のニーズに即した機能を有する支援体制が構築されるよう検討していきます。

以上、「青森市障がい福祉計画第7期計画」より抜粋

令和5年度 地域生活支援拠点事業報告

社会福祉法人 清 養 会
障がい者支援施設 幸養苑

【地域生活支援拠点事業に関する方針等について】

1 主旨

障害者総合支援法の骨格である地域生活移行を推進するためには、地域の核となる圏域ごとの拠点整備が不可欠である。一方、障害者支援施設は、入所により障がい者の生活を支援する施設として障害福祉の中で大きな役割を果たすとともに、「地域生活拠点」の整備においても、中核的な機能を担うことが求められているものとして積極的に短期入所支援等対応してきた。このような状況を踏まえて、地域の基盤として、施設に期待される役割・機能を積極的に発揮していくために、新たに「地域生活支援センター棟」を増設し、令和3年4月より「地域生活支援拠点事業」〔多機能型〕を開始することとした。

2 拠点における主な機能

(1) 相談

ワンストップ・初期対応の相談窓口の確保

〔主な窓口は、地域生活支援コーディネーターとする。〕

↓

できる限り行動障害のある方等対応困難事例や触法行為者の支援等も含めて、スピーディかつ専門的に対応できるよう整備する。

必要に応じて、デイサービスセンターケヤキ相談支援専門員からの協力を仰ぐ。

(2) 緊急対応の受入・対応

短期入所等の活用

拠点事業所として、更に短期入所機能の強化を図るとともに受入後、一定期間内に、地域での関係者等に働きかけ、次のステップに向けての調整会議等企画していく。また、必要に応じて医療機関との連携も図る。

(調整会議に関する設定等…地域生活コーディネーター等対応)

なお、緊急受入強化のため令和3年4月より新設した「地域生活支援センターケヤキ」において、一階に新たに短期入所用個室2を増設し、対応を強化する。

(内一室は緊急受入のために可能な限りで空床確保する。)

(3) 体験機会の確保

将来の地域での自立した生活等を目標に、日常生活の支援等を通じて体験等の機会を計画する。地域ニーズの把握等段階的に実施を検討していく。

(4) 専門的人材の確保

専門的対応の充実を図り、職員の資質向上のために研修会等を企画する。併せて、地域における障害福祉に関する啓発活動等に努める。

(5) 地域の体制づくり

自立支援協議会との連携の強化を図り、発生課題等に関する検討・アドバイス等必要に応じて、協力を求める。

(なお、地域生活支援事業の取組については年一回自立支援協議会内で報告するものとする。)

また、地域の学校関係との連携も強化し、現場実習や交流活動の促進等に寄与する。

※以上の対応方針に基づいて、令和5年度は概ね別紙「主な対応概要」のとおり実施してきた。ただし、令和6年3月下旬より苑内で新型コロナウイルスのクラスターが発生し、一時的に短期入所受入等を制限せざるを得ない状況となり、対応できなかった。

※令和4年12月に虐待報道のあった障害者支援施設に対して、コーディネーター中村が会長を務める県知的障害者福祉協会会員施設でもあったため、令和5年1月5日に調査に入った〔中村、地域支援員1名の計2名で〕他、当該施設からの要望もあり、2月及び4月に虐待防止及び支援環境の充実等に関する研修を当該施設にて実施し、改善に協力した。

「令和5年度地域生活拠点事業に関する主な対応概要について」

1 相談

現在までも、各関係機関（相談支援事業所等）からの照会や相談があり、可能な範囲で対応している。

- ・電話等での相談：月10件程度
 - ・主に行動障害のある方の支援：年間20件程度（重複あり）
 - ・家庭で万一養育が困難となった場合の短期入所対応に関する相談：年間30件程度
- ※3件は自閉症での養育相談から当施設での短期入所利用となった。

↓

（24時間体制の確保）

- ・緊急相談や緊急対応の夜間や休日対応については、本体施設「幸養苑」夜勤職員・休日出勤職員が相談窓口として対応。
夜勤職員・休日出勤職員より速やかに苑長（地域生活支援コーディネーター）及び副苑長へ〔必要に応じて地域生活支援員へ〕相談連絡が入る体制を現在まで確保している。今後も継続して対応予定とする。

【相談事例：触法行為者の対応について】

ケース概要	矯正施設に入所している10代のケース。
対応経過	<p>【概要】</p> <p>青森県地域生活支援定着センターと連携しながら、退所後の対応先を検討してきたが、なかなか受け入れ先が見つからない状態で矯正施設退所を迎えることとなったため、やむを得ず当施設の短期入所で当面对応することとした。〔能力的には比較的高く、作業ベースの日中活動と自立支援を中心に検討してきたが…〕</p> <p>以下、受入までの主な対応状況は以下のとおり。</p> <p>○令和5年6月・8月 本人とのリモート面談実施。</p> <p>○令和5年9月 青森県地域生活定着支援センター職員とともに矯正施設を訪問。本人と面会し今後の生活に関する希望等話し合う。（→日中は働きたい、できればグループホーム等での</p>

	<p>生活も経験したい・・・ 幸養苑の入所でも良い等)</p> <p>○令和5年11月</p> <p>青森県地域生活定着支援センター総合調整会議出席（コーディネーター中村出席）</p> <p>その後、矯正施設を退所し、青森少年鑑別所にて退所式、引継ぎ等実施。</p> <p>（→結局受け入れ先が無く幸養苑短期入所で経過観察、日中は作業型事業所を早急に決める予定とした。）</p>
--	--

2 緊急対応の受入等 (短期入所対応等)

昨年度同様、多くの緊急受入を実施。主な受入事由は、養育者の急病・対象者の問題行動の発生〔家庭での暴力行為・破損行為等〕による対応困難等が主因となっている。（※令和6年3月下旬より4月中旬までの期間は、当施設での新型コロナウイルスによるクラスター発生に伴って短期入所利用を休止措置することになった。）

【特徴的な事例1：短期入所支援を継続せざるを得ないケース】

ケース概要	家庭内での暴力的行為が頻回に発生していたケース
対応経過	<p>令和3年7月より入院していた精神科病院の退院にあたり、退院後のケース会議を開催。家庭内での本ケースの対応は困難とされたが受入検討、受入事業所〔施設入所等〕がなく、やむを得ず当施設での短期入所で長期的に短期入所を継続。この間、施設入所等先を捜すも見つからず現在も継続して短期入所対応として生活ケアしている。</p> <p>（日中は他事業所での生活介護を利用）</p>

【特徴的な事例2：自閉症の特性が強いケース】

ケース概要	自閉症の特性の強い10代前半の養護学校在学中のケース
対応経過	<p>○令和6年3月</p> <p>相談支援事業所より緊急受入の相談。母子家庭のため母が主たる援護者であるが、本人が障がい特性によるこた</p>

	<p>わり行為等が強くなり、家庭内での対応が困難となっている状況であった。母へのレスパイトケアも必要と判断し、1週間の短期入所を利用。(支援中は大きなトラブルなし)</p> <p>その後も、家庭状況に応じて定期的に短期入所を利用し家庭内での養育環境の整備等に努めてきた。</p>
--	---

※同様の状況で、複数家庭からの相談有。必要に応じてレスパイトケアの視点から短期入所利用での対応を実施している

【特徴的な事例3：触法行為者出所後のケース】

ケース概要	<p>3ページ【相談事例：触法行為者の対応について】に記載したケース。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者…20代前半 ・触法の背景…父子家庭であり、幼少期より児童養護施設等の施設を転々としていた。その後万引きや窃盗等繰り返し、矯正施設へ入所となっていた。
対応経過	<p>○令和5年11月 青森鑑別所での退所式を終え、そのまま当施設に向かい短期入所での利用が開始となった。当初日中については就労継続支援B型での対応を計画していたが、なかなか受け入れ先が見つからない状況があり、やむを得ず当施設で日中活動の対応となった。</p> <p>(日中は重度の知的障がいの方や行動障害の方を中心とした生活介護での対応のため、本人に対しては個別の日中プログラムを作成し対応)</p> <p>[主なプログラム内容・今後に向けた話し合いの時間・個別学習・運動等]</p> <p>○令和6年1月以降 就労継続支援B型事業所での日中活動対応が始まったが、対人関係等を中心に問題も多く、上手く継続できなかった。また、施設での生活においても徐々に支援者への威嚇行為等対応が厳しい状況となり、最終的にはうまく対応することが困難となり、精神科受診し入院となり短期入所を終えることとなった。</p>

課 題 等	非常に課題も多く、対応が極めて困難なケースであり、一事業所での対応の限界を感じる事例だった。この失敗を糧に事業所間の連携の在り方・拘りの強い発達障がいのある方への支援方策等再度検証していく必要を感じた。
-------	---

【特徴的な事例4：養育者の急病による対応を要したケース】

ケース概要	30代の重度の知的障がいを有しているケース。 長年障害福祉サービス等を利用せず、母と二人で生活していたが、母が急病で入院することとなり、主たる援護者が不在となる。
対応経過	○令和6年2月 夜間帯に青森市手をつなぐ育成会の関係者より中村に連絡が入り、対応依頼がある。 当施設の短期入所状況を確認するが既に定員いっぱいであるため、対応も厳しい状況だったため、急遽近隣の障害者支援施設の管理者に緊急連絡し、対応を依頼。連絡後管理者の方で対象ケースの自宅まで出向いて状況を確認し、短期入所での受入を開始した。(夜の緊急連絡にも関わらず対応してもらったことに深く感謝)

※他にも、複数緊急受入を実施してきたが年々対応件数は増加傾向にある。(特に昨年度と同様に児童を対象とした受入相談ケースが増大している状況にある。) 地域生活移行を掲げるのであれば、当然在宅ケアの充実を推進していかなければと思うが、対応事業所が限られてしまい、極めて厳しい現状にあると考えている。

3 体験機会の確保

地域生活支援センター棟内に体験利用室(個室1)を設置し、対応予定としているが、新型コロナウイルスの影響等もあり実現できない状況だった。今後一層の地域生活移行が求められており[すべての施設入所利用者への地域生活移行の意向確認等の義務化等]できる限り地域生活を体験できるような場の提供を目指したい。(ただ、すべての施設に共通していることだが人材の確保が極めて厳しい状況にあるため何とか改善していきたい…)

4 専門的人材の確保等

令和6年度の障害福祉サービスが予定されていたことから、サービス分野別の研修を企画した。特に、報酬改定での課題が多かった「障害児分野〔5領域問題等〕と「就労分野〔就労選択支援事業の創設等〕」の2分野での研修を計画し、実施することとした。（一定程度報酬改定の内容が判明する時期として令和6年2月に実施した。）

【就労分野研修】

- ・開催日時…令和6年2月14日13時～16時10分
- ・開催場所…青森市リンクステーション青森
- ・後援…青森市、青森県知的障害者福祉協会
- ・主な開催内容
 - ①地域生活拠点事業について 説明者 中村
 - ②就労事業所向けに実施した実態調査報告
報告者：相談支援事業所藤 管理者 長谷川 さとみ 氏
 - ③「これからの就労支援について～就労選択支援の開始に向けて～」
説明者：月見野作業所 施設長 今村 健 氏
 - ④グループトークの実施

【障がい児分野研修】

- ・開催日時…令和6年2月20日13時～16時10分
- ・開催場所…リンクステーションホール青森
- ・後援…青森市、青森県知的障害者福祉協会
- ・主な開催内容
 - ①地域生活拠点事業について 説明者 中村
 - ②障がい児に関しての話題提供〔5領域問題等報酬改定状況等〕
話題提供者：ライフサポートあおば 所長 前中 貴次 氏
 - ③グループディスカッション
3つのテーマに基づいて実施
 - ・地域課題とこれからの青森市の障害児通所支援について
 - ・事業所間の連携・情報共有の方法等について
 - ・各種ガイドラインの運用状況について

※【就労分野研修】【障がい児分野研修】とも40名あまり参加。いずれも活発な議論が展開され、大変有意義な研修になったと感じる。また、多くの参加者からも同様に参加して良かった・互いにつながるきっかけとなった等好評だった。可能な限り今後も継続して計画していきたいと実感した。

5 地域との連携・体制づくり

地域生活拠点コーディネーターとして対応にあたる中村が現在まで、青森第二養護学校評議員・青森県知的障害者福祉協会会長・青森県障害児者生活サポート協会理事長・青森県生涯学習審議委員・青森県社会教育委員・〔青森市障がい者自立支援協議会会長〕等を務めている環境を活かし、積極的に地域との連携強化等を推進していくよう努めてきた。

【連携例・物価高騰対策等に関して】

- ・青森県知的障害者福祉協会代表として、会員施設を中心に青森県からの要請を受けて、物価高騰等に関する調査を実施。調査結果については令和5年8月17日青森県障がい福祉課に要望書等提出してヒアリング等を行った。その後、令和5年10月26日東京都衆議院第一会館にて全国の障害関連34団体が一堂に介し、与党国会議員あてに物価高騰対策・適正な障害福祉サービスの提供に関しての配慮等の要望書を提出した。（同集会に、中村も参加）

6 その他

【人材育成等に関して】

- ・青森県知的障害者福祉協会として、令和5年度より福祉教育ワーキングチームを立ち上げ、学校関係先への具体的な働きかけや福祉教育のプログラムの内容精査等計4回の会議を開催し、検討してきた。令和6年度より、具体的な活動を開始したい。

【新興感染症への対策等】

- ・国の方針として、令和5年度より各県に新興感染症に関する連携協議会を設置することとなった。本県も令和5年度より発足となり地域コーディネーター中村が福祉施設関係代表として参画。新たな医療機関との連携に関しての契約締結・予防計画の策定等の協議に参画した。

障がい者支援施設幸養苑地域生活拠点部に関する事業計画

1 運営方針

現在、障害者総合支援法の基本理念に基づいて地域生活移行が進められているが、障がいの重度化や「親なき後」を見据え、障がい児者の生活を地域全体で支える体制の充実が急務となっている。そのためには、地域に存在する様々な資源を効率的かつ効果的な地域生活の構築や地域で障害児者が安心して生活するため緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が不可欠な要素である。また、重度者や強度行動障害児者等支援が困難な障がい児者への対応が十分ではないという指摘もある。

このような情勢を踏まえて「地域生活支援拠点」を圏域ごとに1か所以上設置する方向となった。幸養苑では、「地域生活支援センター棟」開設により、令和3年4月より青森市より「地域生活支援拠点事業（多機能型）」としての認定を受けて、正式に開始することとなった。

今年度より第7期障害福祉計画が開始となるが、同計画内に地域生活支援の充実が一層求められている。今までどおりコーディネーターの配置・運用状況の確認等の他に強度行動障害を有する障害者への支援体制の整備・施設入所利用者への意向調査等の実施等新たに盛り込まれる方向となった。このような情勢を受けて地域生活支援コーディネーターを中心に拠点事業の強化を一層図ることとする。

2 拠点としての機能〔厚労省からの方針・参考〕

地域生活支援拠点として、主に下記の機能を中心に対応するものである。

(1) 相談

地域コーディネーターや地域生活支援員が中心となって相談を受け、(可能な限り24時間体制で) コーディネート等の相談支援・日常生活支援・直接処遇のアウトリーチ支援を中心に実施する。

(2) 体験の機会・場の提供

地域生活移行のための生活訓練等を中心とした体験利用や緊急時に備えた体験利用、その他必要とされる障害福祉サービスの体験利用の機会を整備する。

(3) 緊急時の受入・対応

地域生活支援員等を中心に、緊急受入相談の対応及び緊急のサービス提供(短期入所・一時支援)を実施する。また、必要に応じて緊急受入網のネットワーク構築に努める。

(4) 人材の育成等

障害福祉関係者を中心とした研修会の企画等人材の確保・育成・資質の向

上等を図る。

(5) 地域の体制づくり

地域の障害福祉サービス事業所・障がい者自立支援協議会・行政機関等と連携し、安心して生活できる環境の構築に努める。

3 青森市における地域生活支援拠点事業について

主として地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実等を図るため、地域生活支援拠点を配置し、コーディネーター〔中村〕を配置している。

基本的には2で示した国の方針に基づいて関係機関等との連携を図り、効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築等を進める。また、地域生活支援拠点の機能を充実するため、青森市障がい者自立支援協議会（会長中村）において、運用状況の検証及び検討を年1回以上実施する。

4 地域生活支援拠点事業の具体的な対応

(1) 相談

地域生活支援員等配置し、様々な相談へ対応する。夜間及び休日等においては、幸養苑夜勤者又は休日出勤者が窓口対応を行い、その内容に関して速やかに地域生活支援員等へ連絡し、対応を仰ぐ。また、必要に応じてケヤキ相談支援専門員と連携し、適切なサービス提供等につながるよう努める。

(2) 地域生活支援事業関係

【青森市障害児等療育支援事業】

保育所・幼稚園等において、対応が苦慮される障害児等に関して適切な発達支援等に関するアドバイス等を行い、安心して保育・幼児教育ができる環境配慮を推進するため、巡回指導専門員〔地域生活コーディネーター〕が保育所・幼稚園等を訪問し、対応する。

【青森市障がい者虐待に伴う短期宿泊事業】

青森市障がい者虐待に伴う短期宿泊事業の委託に基づいて、虐待等の背景により緊急的に対応が必要となり青森市より委託を受けた場合に実施する。

【日中一時支援の提供】

在宅障害児・者を対象として、主に家族・養育者のレスパトケア等を目的に日中一時支援を提供する。（定員…5名予定）

(3) 体験の機会・場の提供

地域生活センター棟1階に体験利用室1室を確保する。生活体験利用希望の場合には、生活訓練プログラムに基づいて種々の生活訓練をサポートする。特に、地域生活移行を希望する方には積極的に支援できるよう努める。

(4) 緊急時の受入・対応

在宅生活における緊急相談に対応するとともに、緊急受入室として一室確保する。(地域生活支援センター棟1階)なお、幸養苑で対応困難な状況を想定し、緊急受入のためのネットワークづくりに努める。

(5) 人材の育成等

【マンパワーの育成等】

現在まで実施してきた青森県自治研修所主催の「青森県行政機関新任職員体験学習」については、今後も継続して対応する。なお、学習実施時には、障害特性や障害福祉サービスの現状等について地域コーディネーターが講義し、障害福祉サービスの理解と障害特性の共有理解を深め、共生社会づくりに寄与する。

また、学生等の施設実習等においても事前に講義を実施し、適正に理解を深めていただけるよう配慮する。

【地域における居住支援のあり方に関して】

令和6年4月より第7期障害福祉計画が開始となる。本市の同計画内において施設入所支援に関しては、令和4年度末時点の施設入所者数を上回らないとしているが、国においては施設入所削減率が5%と高い数値目標もしめされている。更なる地域生活移行の推進が不可欠となっているものの、とりわけ障害の重い方や行動障害のある方の生活支援は十分とは言えない状況にある。今後地域生活移行の推進にもなって障害の重い方や行動障害のある方への適切な居住支援を確保することは必要不可欠な要素である。そのた、地域における適切な居住支援のあり方等に関しても検証等行っていく予定とする。

(6) 地域の体制づくり

地域の障害福祉サービス事業所が連携して、安心して生活できる環境づくりと共生社会推進に貢献できるよう、地域の関係団体〔福祉協会・自立支援協議会・育成会等〕と必要に応じて意見交換等を実施する。

【令和6年度地域における実施目標】

①強度行動障害を有する障害者への支援体制の強化について

- ・第7期障害福祉計画〔令和6年度～令和8年度〕において、「各圏域等において強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること」と示されたことを受けて、青森市第7期障害福祉計画にも地域生活支援拠点を中心に連携体制等強化すること等計画している。そのため、令和6年度より地域生活支援コーディネーターを中心に実態調査等を計画して支援ニーズの分析・把握等に関して着手する。なお、適切な調査・

対応等強化するため、第三者を中心とした専門部会を設置し連携の強化と適切なニーズ把握等に努める。

②障害者支援施設における施設入所利用者の意向確認の推進等

施設入所支援の方向性として、全ての施設入所利用者に対して地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならない旨が示された。また、その実効性を持たせるため、意向確認を行う担当者と意向確認のためのマニュアル作成を指定基準に規定し義務化される方針も示された。なお、意向確認の担当者は地域生活支援拠点等に配置されているコーディネーター等と地域生活移行に向けて連携し推進に務めなければならない旨も示されている。このような状況を踏まえて、地域生活支援コーディネーターを中心に意向確認等に関する計画等の作成を行う方向とする。その場合、青森市内の障害者支援施設・グループホーム関係者等による専門部会を設置し、対応することとする。

※①、②とも専門部会の活動状況等、必要に応じて青森市障がい者自立支援協議会に報告し、関係を強化する。

※令和5年度に実施した分野別研修〔障害児分野・就労分野〕については、地域ニーズ等に基づいて継続して計画し、地域における人材育成と専門性の向上に努める。

6 その他

- (1) 地域生活拠点事業に関する対応状況等については、年一回青森市障がい者自立支援協議会に報告する。(→なお、現在まで青森市障がい者自立支援協議会会長職は、地域生活支援コーディネーター中村が務めている。)
- (2) 処遇困難事例の対応等でより専門的・総合的な対応が必要と判断される場合には、必要に応じて青森市障がい者自立支援協議会で対応協議を依頼するとともに、関係者を参集してのケース検討会開催に向けて調整する。
- (3) その他、必要に応じて行政等関係機関との協議する機会を設けるよう努める。

～参考～

【地域コーディネーターの圏域での関わり（役割）】

※令和6年4月現在

- ・青森県運営適正化委員会委員（運営監視部）
- ・青森市障がい者自立支援協議会会長
- ・青森県新興感染症連携協議会委員
- ・青森県知的障害者福祉協会会長
- ・青森県障害児者生活サポート協会会長
- ・青森第二養護学校運営協議会委員
- ・東奥保育・福祉専門学院学校評価委員
- ・青森県障害者社会参加推進協議会委員
- ・青森県障害者スポーツ大会実行委員
- ・社会福祉法人 アルバ評議員
- ・青森市手をつなぐ育成会会長
- ・青の煌きあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会委員
- ・青森市健康福祉審議会臨時委員
- ・青森県生涯学習審議会委員
- ・青森県社会教育委員会委員

【参考・中央との関わり】

- ・東北地区知的障害者福祉協会副会長
- ・日本知的障害者福祉協会評議員
- ・にほん知的障害者福祉連盟幹事長

等

令和5年度第4回 青森市障がい者自立支援協議会 議事要旨

日 時 令和6年3月27日（水）10時～12時

場 所 青森市総合福祉センター2階 大集会室

出席者

（出席委員） 中村委員、田中委員、長谷川委員、高橋委員、常田委員、高杉委員、加藤委員、西脇委員、粕谷委員、平野委員、谷川委員、阿保委員、狭間委員、藤川委員、野呂委員、對馬委員、佐藤委員（16名）

（欠席委員） 中野委員、船水委員、小山田委員（3名）

（事務局） 障がい者支援課 竹谷課長、山口主幹、渡邊主幹、斎藤主幹、竹内主査、佐藤主事（6名）

1 開会

2 挨拶

3 意見交換

（1）青森市障がい者総合プラン策定にかかる現状・課題の整理について

配布資料「令和5年度第4回青森市障がい者自立支援協議会資料」1頁について、事務局より報告

《ご意見等》

（委員）自立に向けた切れ目のない支援が必要という部分で障がいの政策を考えるときに色々な関係機関との連携が必要だと思うが、障がいを受け入れることができない保護者のことを考えると障がいではないところでも障がいを見据えた対応が必要になってくるかと思うため行政がより柔軟な対応ができるような連携をしていただきたい。

アンケート調査の分科会のところの多様なニーズや特性に応じた支援で、今回の総合支援法の報酬改正では実際対応した回数などの部分で細かく示されている。

これまでは、ストラクチャーの部分の評価していたものを回数やプロセスの部分の評価してきているのだと思う。恐らくは、国としても利用している方や支援をする人にどういう効果があったかというアウトカムのところの評価をできれば良いのだが、それを示す基準という部分では難しい部分があるため、今回の改正ではプロセスのところを評価するという部分が細かく整理されたのではないかと思っている。

しかし、今言ったような支援の質を整理していく、しっかり提供して行けるようにすることが大事だと思うため、色々な障がいの方がいると思うので支援体制の充実という部分は大事だと思う。

全て重要な課題だと思うので、こういった部分の対応についてもしっかり議論ができていければと思います。

(委員) どのようにして各事業所において支援の質を上げていくのかということも、非常に事業所側からすると大きい問題である。資料に記載のあるとおり、特に障がい児は649人と極端に増えている。今回の報酬改定でも一番大きいのは質の問題と放課後等デイサービス時間が細分化されたこと、これはどういうことかということと30分の個別学習で終わっているような事業所も実際のところあると思うので、児童発達支援というものはどうあるべきなのかということ捉えているのだと思う。

また、入所側で全員に意向確認するときどういう視点でどういう考えで意思統一を図った上で、障がいの重い方の意思決定を支えていくかということが非常に重要なポイントであると思う。私も先月からであるが拠点の中でワーキンググループを立上げたところである。ご本人の的確な意思がどの事業所においても正確に意思表示できるような環境づくりというのも十分していかなければ事業所ごとのばらつきが生じ利用者に不利益が生じてくる恐れがある。

もう一つの大きい問題は、人材の確保である。人材が枯渇して集めるだけでも大変な状況で何をどうアピールしていけば良いのか、待遇はもちろん処遇改善について今回の報酬改定で1.15%増となったが、それだけではなく福祉の良さや、その仕事の魅力、やりがいのあるところなど積極的に若年層から訴えていかなければ底辺の拡大につながらないのではないかと考えている。現在、地道な作業ではあるが、福祉教育の簡単なプログラムを作っているところである。そういった現場に根差した取り組みもあわせて強化しながら進めていくことで少し道は開けるのではないかと人口減少が続いている中で厳しいとは思いますが視野に入れながらやっていきたいと思う。

質の評価の問題で県とも意見交換したことがあったが、今の事業所数を行政側で監査する限界がある。そうなのであれば障がい種別に各種団体があるので、上手く連携し、例えば、知的障害者福祉協会であれば、知的障害者の現状の評価を我々も協力して行うといったように、書類の整理だけではなく実質的な支援がどういう展開をされているかということについて専門的な知見を入れながら一緒に行うのも一つの手段かと思う。

4 報告事項

(1) 青森市障がい者基幹相談支援センターの設置について

配布資料「令和5年度第4回青森市障がい者自立支援協議会資料」2頁について、事務局より報告

《ご意見等》

ご意見等特になし

(2) 青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部改正について

配布資料「令和5年度第4回青森市障がい者自立支援協議会資料」3頁～5頁について、事務局より報告

《ご意見等》

ご意見等特になし

5 各部会での協議及び各部会からの報告

【みんなの未来部会】

(委員) みんなの未来部会では、福祉現場の人材育成、人材不足に焦点をおき話し合ってきた。そのために何ができるのかということについて、障がいの理解という部分で障がいのある方とない方がつながれる機会を作ることや出前講座を行って理解を図っていくという2つにしばられており、今回はそれを具体的にどのようにしていくのかということについて話し合いを行った。

障がいのある方とない方がつながれる機会の部分で前回スポーツを通じた交流イベントということが一つの題材としてあげられていたため、そこで何ができるのかというところを話し合った。これまでの話し合いでフットサルなどの団体とのコラボレーションなどがあげられてきたが、ハードルが高いということで、まず一つキーワードとしては、ハードルがあまり高くない「ボッチャ」があげられた。

また、それぞれの団体で色々なスポーツの活動をしているものをまずPRする機会も大事なのではないかということで青森市と共催してPRする機会を作ってみてはどうかという意見が出された。

丁度、国スポ・障スポの開催が決まり、担当する課が青森市にもできたということなので何か共催してできないか、ボランティアを募ることで交流する機会を作れるのではないかと意見も出された。

また、障がい者団体が何かをやっていく機会と今あるものに団体が積極的に参加することで地域と関わるという方法もあるのではないかと意見が出された。

出前講座についても出前講座を行う目的を設定しなければ中々難しいのではないかと、それぞれの障がいのことやそれぞれが伝えたいことがバラバラであったりするため、いくつかのパッケージを作っておくことでそのターゲットにどう伝えていくかということを決めていけば良いのではないかと意見でまとまった。

【就労支援部会】

(委員) 今年度行ったアンケート調査により、青森市にあるA型事業所がB型に事業変更するところが、自分が知っている限り3箇所ある。制度の改正もありA型の運営が厳しいことや恐らく最低賃金が上がっており作業を充足することが難しいという状況もあると思うのだが、今後、更にA型がB型になっていったときにB型の数が50箇所位ある中でどういう体制でやって行けば良いのか様子をみながら就労支援部会で検討できることがあればしていかなければならないと思っている。

作業をどのようにして確保するか利用者をもどのように確保するか、先ほどみんなの未

来部会でも話があったが職員を確保、人材不足ということはどこも変わらないため、何が課題でということを整理していかなければならないと思っている。

また、就労選択支援が来年の10月から開始する前段階として、現在、A型やB型を利用されている方のアセスメントを丁寧にとって本人と周りの意見のすり合わせを丁寧に行い準備する必要があるということも確認した。

一般就労されている方についても、例えば身体障がいや車いすで移動される場合に通勤手段がないため就労できない方が一定数いないかということも話題になっている。医療的ケア児のお子さんについても、私も養護学校に通う知的障がいのお子さんを知っているがご家族が送迎できなくて外出介護サービスを使いたいけれども空きがないという問題がある。恐らく就職するときも同じ問題があるのではないのかという話も出ている。リモートワークも進んでいるが意外とコロナが収まったら会社に通ってきてというところも増えてきている。現実そんなに甘くないなというのが見えてきたため、そういった課題も今後検討していきたいと考えている。

【障がい児部会】

(委員) 令和6年2月13日に、障がい児部会の活動として、「令和5年度第3回青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」を開催した。

今回の協議の場では、あおもり親子はぐくみプラザから19名の医療的ケア児についての調査報告があり、出席委員と事務局との意見交換が行われた。

これにより、市が把握しております全37名の医療的ケア児について意見交換が行われた。意見交換を通じて見えてきた課題もあるため、引き続き、医療的ケア児への支援の充実を図るため、協議の場を通じて、活発な意見交換や取組を行っていきたい。

6 閉会 (12:00)

